

2024年11月21日

大阪市 市長 横山 英幸 殿
大阪府公安委員会委員長 辻内 宏治 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二 (弁護士)
(野田市子ども家庭総合支援拠点機能充実専門委員
・東京都荒川区児童福祉審議会委員)

大阪市平野区結翔ちゃん虐待死事件を貴重な教訓として、縦割りを排し、児童相談所と警察とでリアルタイムで最新の情報を共有するシステムの整備、連携マニュアルの作成等により、連携してベストの力で子どもを虐待から守る態勢の整備を求める要望書

1 本年10月7日、1歳の結翔ちゃんが母親の交際男から虐待死させられたとして、26歳の交際男が10月23日に傷害致死罪で逮捕されました。

報道等によりますと、8月23日に自宅で結翔ちゃんにミルクがかかりやけどをして入院、病院から通報を受けた児童相談所が2度家庭訪問したが、「虐待ではない」として警察に連絡せず、交際男には電話で連絡しただけで面接はしなかった、児童相談所は「当時の対応は適切だった」としています(2024年10月9日朝日新聞)。なお、警察には9月末に警察の取り扱い歴がないかどうかの問い合わせはしていたとされています。

その後、11月13日には、8月23日に熱湯を浴びせやけどを負わせたとして、警察が交際男を傷害罪で逮捕、地検が傷害致死容疑については処分保留処分としています。

2 事実関係はいまだ明らかではありませんが、本家庭は、シングルマザー家庭に交際男とう、これまでも、箕面市歩夢ちゃん虐待死事件、摂津市桜利斗ちゃん熱湯をかけられての殺人事件など多くの虐待死事件が発生している家庭ですので、児童相談所が、警察に連絡せず、単独で「虐待でない」と判断し、交際男と会うこともなく、早期に対応を打ち切ったことは、結果的にみて、「適切だった」とはとても評価できるものではありません。

しかも、大阪市の児童相談所は、大阪府警と全件共有の上、連携して活動する態勢を整備しているはずですが、幼児がかなり深刻なやけどを負い、病院から虐待通告を受けながら、警察に通報していません。

この点について、当職からの質問に対し、大阪市の児童相談所は、虐待通告を受けたものについてはすべて警察と案件を共有するという方針であるが、本事件で病院から虐待通告がありながら警察に通報しなかった理由として、「通告を受けたからといって直ちに警察に

連絡するわけではない。警察との取り決めに基づき共有している」旨回答を受けましたが、理解に苦しむ回答です。本件では1ヶ月以上経過した後連絡しているのですが、児童相談所が警察に通報するまでにひと月も間をあける必要があるのでしょうか。これも「適切だった」と考えているのでしょうか。虐待が急激に激化することは珍しいことではなく、児童を守るためには、通告を受ければ放置することなく、できる限り早く警察と案件を共有し、家庭訪問その他の措置を取る必要があるのではないのでしょうか。

本件と同様の対応は神戸市の児童相談所でもみられ、昨年6月の神戸市西区修くん虐待死事件では、神戸市の児童相談所はあざがあると保育所から通告がありながら、「虐待でない」と判断し、警察に連絡せず、みすみす虐待死に至らしめています。この事件を受け、兵庫県は、児童相談所が独断で「虐待でない」と軽信し、警察に連絡せず虐待死に至らしめる事案の絶無を図るため、後で触れる、児童相談所と警察がすべての案件につき最新の情報をリアルタイムで共有するシステムを整備しました。しかし、大阪市はこの事件を何ら教訓とせず、虐待通告を受けながら独断で虐待でない」と軽信し、直ちに警察に連絡せず、結翔ちゃんの命を守ることができなかつたのは大きな問題と指摘せざるを得ません。

3 児童相談所が関与しながら警察に連絡せずみすみす虐待死に至らしめてしまう事件はいつまでも後を絶ちません。大阪市では、2010年、西区で2児がマンションに母親から放置され餓死する事件が発生しましたが、この事件では、大阪市の児童相談所に3回通告があり、児童相談所は5度も家庭訪問しながら、マンションの部屋が特定できなかったにもかかわらず、警察に連絡せず、2児をみすみす餓死に至らしめました。また、2011年、西淀川区で、小学2年生の男児について、あざがあり、父親から殴られたと話しているとして学校から児相に通告がありましたが、児童相談所は「緊急性があるとは思わなかった」として警察に連絡せず、そのまま虐待死に至らしめています。

また、シングルマザー家庭に交際男が出現した場合は、男による子どもに対する暴力が懸念されるところ、大阪府下では、シングルマザーの交際男による、箕面市4歳児虐待死事件、摂津市1歳児熱湯による殺人事件が起こっています。交際男の氏名、住所、職業等の調査は児童相談所では困難で、かつ、虐待抑止の指導も児童相談所だけでは効果が期待できないことから、子どもを守るためには警察による調査、対応が不可欠です。しかしながら、児童相談所が警察に連絡しないまま、調査もせず、会いもせず、みすみす虐待死に至らしめる事件が全国的に多発しています(これらの事件については別紙ご参照)。

4 このような事件を防ぐためには、まずは、児童相談所が通告を受けながら、警察に連絡せず、独断で安易に「虐待ではない」「緊急性がない」などと甘いリスク判断に陥る、あるいは自分で「調査不能」だからとあって、放置するという対応を改めなければなりません。そのためには、全国的にはほとんどの自治体で実現している、児童相談所と警察がすべての案件を共有し、警察の保有する情報も得た上で虐待リスクをできる限り正確に判断する、あ

るいは児童相談所が自分で調査できない場合には決して放置せず、警察に調査を依頼するなど連携して対応する態勢を整備することが必要です。

また、来年 6 月から一時保護に家庭裁判所の許可が必要となることから児童相談所はこれまで以上に一時保護の必要性を疎明する情報を収集する必要性に迫られることになり、警察との協力・連携がより重要になってきます。児童相談所が一時保護の必要性を認識しているが、疎明する資料が少なく家庭裁判所から却下されるおそれのある事案については、警察に、家庭訪問、夜間の付近のパトロールその他の警察活動により虐待の兆候を示す情報の収集を依頼し、警察はそれに応じて情報収集に努め、得られた情報を児童相談所に提供するなどして必要な一時保護ができるよう、これまで以上に密接に連携して子どもを守る必要があるところです。

さらに、2026 年までに施行される共同親権制度が導入されると、家庭裁判所が児童相談所に虐待の有無について照会するケースが多数生じてくることとなりますが、これまでのように児童相談所が独断で虐待リスクを判断する仕組みのままでは、児童相談所が虐待を見逃し「虐待ではない」「緊急性はない」と判断・回答し、家庭裁判所がそれを信じて虐待親に親権を認める事態が続発することが懸念されます。このような事態が起らないようにするためにも、児童相談所が独断で安易に「虐待でない」などと誤って判断するリスクをなくし、警察と連携して多くの情報を収集し、独断でなく複数の目で慎重に、可能な限り正確に虐待リスクを判断する仕組みとしなければなりません。

5 そして、極めて多数に上る虐待案件を共有し、上記のように連携して対応するためには、電話やファックスで連絡を取り合うという方法では到底不可能です。児童相談所と警察署の間に情報共有システムを整備し、それぞれが虐待案件を把握した場合には、それぞれに設置された端末に情報を入力すれば、直ちに情報共有でき、その後情報を把握した場合にも同様に共有するという仕組みを整備することが必要です。大阪市でこのようなシステムが整備されていれば、本事件で大阪市の児童相談所が警察への連絡がひと月もかかるという事態を防ぐことができました。

既に、埼玉県では、2020 年に児童相談所と警察署の間に情報共有システムを整備し、全ての案件についてリアルタイムで最新の情報を共有し、連携した活動が効率的に推進されています。同様のシステムは既に千葉県、岩手県、三重県、青森県、兵庫県等で整備され、本年度あるいは来年度中に奈良県、神奈川県、横浜市、愛知県、東京都等で運用が開始される予定で、ほとんどの大府県では整備が進められています。国でも、こども家庭庁が令和 5 年補正予算でこのような情報共有システムを自治体への補助事業として予算措置しており、本予算を大阪市も利用可能です。

6 このような情報共有システムの整備により、本事件のように児童相談所が警察へ情報提供しない、情報共有が遅れるという事態を防ぐことができ、多数に上る虐待案件のリアルタ

イムでの情報共有と連携しての活動が可能になり、格段に子どもを守ることができることとなります。さらに、本システムが整備・運用されれば、様々なケースで子どもを救うことが可能となります。

(1)警察への通報者が虐待されている子どもがいる家庭の所在地が正確に分からない場合は少なくありませんが、大阪市西区 2 児餓死事件でも、警察に対しても 110 番通報がありました。別のマンションではないかとの通報内容であったため、警察は 2 児が放置されていたマンションを訪問できませんでした。このシステムが整備されると、警察署が端末で検索すると、付近で児童相談所の対応歴のある家庭が表示されますので、表示されたマンションが対象のマンションかもしれないと判断し、訪問し、調査することにより、2 児が放置されていた部屋を特定できた可能性があるのです。実際に、同様の事案で、本システムが整備されている埼玉県では、警察がシステムを利用して虐待先を特定することができ、対応できたという事例があります。

(2)また、警察が子どもを保護し、児童相談所に通告する際、かなり危険な案件だと認識している場合も少なくありません。岡山市真愛ちゃん虐待死事件では、警察が児童を保護し、「命の危険がある」とまでの意見をつけて児童相談所に通告したのですが、児童相談所が虐待リスクを変えないまま危機意識もなく漫然と対応し、みすみす虐待死に至らしめました。虐待リスクがかなり高いと認識していた警察が、児童相談所への通告後、児童相談所任せにせず、自ら動けば、児童の命を救うことができました。本システムが整備されれば、本システムを通じて児童相談所の対応状況を把握することができることから、児童相談所が甘いリスク判断のまま、家庭訪問もせず、子どもの安否確認もしていない認められる場合には、警察が児童相談所に「警察は危険な家庭であると考えているので、子どもの安否確認が必要」などと連絡し、自らあるいは合同で家庭訪問して子どもの安否を確認する、保護者に指導するなどの活動を行うことが可能となります。神奈川県では、厚木市 2 児熱中症死事件を教訓に、児童相談所の家庭訪問が遅れている場合等に、警察がそれを把握、指摘し、連携して子どもを守る対応を行えるよう、本システムの整備を決定しています。

(3)さらに、現在、警察に「虐待ではないか」との 110 番通報が寄せられた際、警察は児童相談所に過去の対応歴がないか電話で確認しますが、本システムが整備されれば、警察署に置かれた端末で検索できるようになることから、児童相談所に対する上記照会が不要となります。それにより、警察がより迅速に対応できるほか、児童相談所も夜間を含む 24 時間、警察からの照会への対応業務が不要になることから、大幅に業務負担が軽減されます。また、警察も 110 番通報等により虐待事案を把握した場合の児童相談所への通告や児童相談所への情報提供を本システムを通じて行うこととすれば、業務負担も軽減されます。

7 そこで、大阪市及び大阪府公安委員会に次のとおり要望いたします。

第1 埼玉県、兵庫県等で整備されている、児童相談所と警察署との間ですべての案件につきリアルタイムで最新の情報を共有するシステムをできる限り早期に整備すること。同システムでは、児童相談所のみならず警察からも情報を入力できるようにし、警察からの虐待通告、その後当該家庭につき情報を入手した場合等の児童相談所への情報提供も、本システムを通じて行えるようにすること。

第2 児童相談所と警察との間で、次の事項を記載した「連携マニュアル」を作成し、情報共有システム等を通じ、案件を共有しできる限り正確に虐待リスクを判断の上、それぞれの機関の能力を最大限生かした連携をし、ベストの力で子どもを守る態勢を整備すること

1 通常の連携態勢

(1)児童相談所及び警察は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通報を受けた場合には、速やかに相手方に当該通報の内容及び対応結果を情報共有システムを通じて共有するとともに、それぞれが当該児童及びその保護者、家族及び保護者と交際し又は同居する者(以下「交際者」という)に関する過去の対応歴その他児童を守るために必要な情報を保有する場合には互いに提供するものとする。その後、当該児童及び保護者、家族、交際者に関する情報を得た場合も同様とする。

(2)児童相談所及び警察は、前項に基づき得られるすべての情報に基づいて、虐待リスクをできる限り正確に判断しなければならない。

2 児童相談所が児童の安否を確認できない場合の連携

児童相談所が虐待ではないかとの通報を受け、家庭訪問したが、保護者の面会拒否(面会日を遅く設定しようとする場合を含む)、留守、所在不明その他の理由により、通報を受けてから24時間以内に児童の安全を目視で確認できない場合には、直ちに情報共有システム及び電話で警察に連絡する。連絡を受けた警察は直ちに家庭訪問し、児童の安否を確認し、児童にけがあるいは衰弱等している場合には緊急に保護する。その結果を児童相談所に速やかに連絡する。

3 緊急案件についての連携

(1)児童に危険が生じ、あるいは生じる危険性が高く緊急に対処すべき次に掲げる案件(「緊急案件」)については、児童相談所は把握した場合には直ちに情報共有システム及び電話により警察に連絡する。連絡を受けた警察は直ちに家庭訪問し、児童にけがあるいは衰弱等している場合には緊急に保護する。その結果を児童相談所に速やかに連絡し、その後、虐待リスクに応じて、合同で家庭訪問するなど児童の安全を確保するための活動を連携して行う。

- ①児童にあざ・傷・やけどがある(保護者が虐待を否定しているかどうかを問わない)、性的虐待のおそれ、命に危険なネグレクト(食事を与えない、家を長時間留守にする、車内放置、ごみ屋敷など)、児童からの被害の訴え
 - ②保護者の面会拒否、威嚇的・暴力的言動
 - ③シングルマザー家庭に同居男・交際男の出現、通常は同居しない人と同居
 - ④学校の長期間欠席、保育所・幼稚園の退所、転所
 - ⑤保護者の精神疾患等により児童に危険(無理心中を含む)が生じるおそれ
- (2)上記(1)③の案件については、同居男、交際男等の氏名、住所、職業などについては警察が調査することとし、これらの者への虐待抑止のための指導も警察が行う。
- (3)警察が児童相談所の虐待リスクの判断が甘く、家庭訪問や児童の安否確認が不十分で、児童に危険が生じるおそれがあると判断した場合には、その旨、情報共有システム及び電話により児童相談所に連絡する。そして、警察単独あるいは合同で家庭訪問し、児童の安否確認、保護者等への指導警告を行う。警察が単独で行った場合には、その結果を児童相談所に速やかに連絡する。

4 一時保護についての連携

- (1)児童相談所は一時保護しようとする場合には、事前に警察その他の関係機関の意見を聞くものとし、一時保護を解除しようとする場合には、警察その他の関係機関の意見を聞いた上、家庭に戻した場合に関係機関が連携して児童の安全を確保するための対応方針について定める。
- (2)児童相談所及び警察は、一時保護を解除して児童を家庭に戻した場合には、前項の対応方針の定めるところにより合同で又は単独で家庭訪問し、児童の安全を目視で確認し、保護者等に指導その他児童の安全を確保するための措置を講じなければならない。
- (3)児童相談所は、児童が危険な状況にあり一時保護の必要性があると判断しているが、一時保護の必要性を疎明する情報が少ないと判断される案件については、警察にその旨連絡する。警察はそれを受け、家庭訪問、付近のパトロール等により虐待の兆候がないかどうかの把握に努め、その結果を児童相談所に連絡する。

なお、上記2、3、4はいずれも、平成30年7月20日「閣議決定」により、児童相談所と警察の間で必ず情報共有しなければならないとされている項目です。

8 大阪市では、本事件を貴重な教訓として、上記のような情報共有システムの整備、連携マニュアルの策定等をしていただき、児童相談所と警察が互いに相手の業務を理解、尊重し、信頼関係を構築し、それぞれの機関の能力を最大限発揮してベストの力で子どもたちを虐待から守る態勢を整備していただきますようお願いいたします。

児童相談所が関与しながら警察と連携せず虐待死に至らしめた主な事件

1 所在不明、留守、面会拒否、面会の遅れ等により、児童の安否が確認できないにもかかわらず、児童相談所が警察に連絡しないまま放置し虐待死等に至らしめた事件

- ①大阪市西区 2 児マンション放置餓死事件では、児相に 3 度通報があり、5 回調査しながら、部屋の場所が特定できないとして警察に連絡もせず放置。2 児を餓死に至らしめた
- ②東京都足立区玲空斗ちゃんウサギ用ケージ監禁虐待死事件では、児相が 11 回家庭訪問し 2 回しか会えなかったにもかかわらず、警察に連絡せず放置し、その間にウサギ用ケージに監禁し虐待死させられた。児相が警察に連絡したのは虐待死の 1 年後であった。警察の捜査で次女に犬の首輪をつけるなどの虐待をしていたことも発覚。事件後児相所長は「虐待を疑う情報がなかった」と釈明。
- ③大阪府岸和田市中学生餓死寸前事件では、中学校を長期間不登校で、学校と児相が何度か家庭訪問し親から面会拒否されながら、警察に連絡せず放置。餓死寸前に警察に救出。
- ④福岡市少女長期間監禁事件では、長年、小・中学校とも不登校で、学校と児相が何度か家庭訪問し、親から面会拒否されながら、警察に連絡せず放置。少女が 18 歳で逃げ出し、警察に保護されるまで長期間監禁されていた。
- ⑤大津市 17 歳兄による 6 歳妹虐待死事件では、児相は警察から通告を受けた後、母親との面会を母親に言われるがまま 2 週間後に設定し、その間、母親との面談、児童の確認もしないまま、警察から通告を受けた 10 日後に虐待死に至らしめた。その間、母親は外出を繰り返していた。
- ⑥神奈川県厚木市 2 児車内放置熱中症死事件では、商業施設の駐車場に 2 児を乗せたまま自動車を駐車していた母親を警察が厳重注意、誓約書も取り、児童相談所に通告したが、通告に 8 日もかかった上(しかも書類持参)、児相は「緊急性はない」と判断、通告を受けた後 2 週間何らの対応もしないまま、1 回目の車内放置から 3 週間後に、母親が交際男と会うため 2 児を乗せたまま自動車を公園内に放置し、熱中死に至らしめた。母親は熱中死させる 1 月ほどの間に男と会うため 7、8 回にわたって 2 人を車内に放置していた。児相と警察がリアルタイムで情報共有するシステムを整備し、互いが危機感をもって対応していれば(警察も通告しっぱなしでなく、児相に対応状況を確認する、自らも母親に連絡し、放置していないか確認するなど)、2 児を救うことができた。なお、神奈川県では、本事件後情報共有システムを整備し、このような場合に密接に連携することを決定。

2 児童に傷・あざ、子どもからの被害の訴え、衰弱・性的虐待のおそれ、保護者の面会拒否、暴力的又は威圧的言動、長期欠席が認められる場合等危険な案件であるにもかかわらず、児童相談所が警察に連絡しないまま放置し虐待死等に至らしめた事件

- ① 千葉県野田市心愛さん虐待死事件では、児童が 10 発も父親から殴られていると訴え、

明らかに悪質な犯罪であるにもかかわらず、児相は警察に連絡せず。一時保護するもその後性的虐待も把握しながら、それでも警察に連絡せず。児相は父親の威嚇に屈し、家庭に戻ってしまい、虐待死の直前には「親戚の家に行っている」と父親から言われ、学校を長期欠席させられていたが(嘘であったことが判明)、家庭訪問もせず、警察にも連絡せず、放置し、虐待死に至らしめた

②東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件では、二度も一時保護され、二度も父親が書類送検された事案でありながら、母親から面会拒否された東京都の児相が「親との信頼関係は重要」として警察に連絡せず放置し、虐待死に至らしめた。また、香川県児相は児童にあざがあると病院から通報を受け、児童が「パパにやられた、ママもいた」と被害を訴えながら、母親が否定したことから警察に連絡せず(それまでに警察が二度父親を傷害罪で書類送検していたにもかかわらず)、そのまま放置し、保護者は東京に転居。香川県児相は香川県警に東京への転居の事実も伝えず、香川県警から警視庁に連絡できなかった

③大阪市西淀川区翼くん虐待死事件ではあざがあり、父親から殴られたと話しているとして学校から児相に通告がなされたが、児童相談所は「緊急性がない」として警察に連絡せず、そのまま虐待死に至らしめた

④岡山市麗さん虐待死事件では、児童が「母親から週に2,3回けがをするくらい殴られる」「手足を縛られた」「食事を十分に与えられていない」等と訴え、学校も顔にあざやけがを確認しているにもかかわらず、児相が緊急性がないとして警察に連絡せず虐待死に至らしめた

⑤千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件では、乳児が腕を骨折し医師が虐待の疑いが強いと判断したにもかかわらず、児相が父親が否認していることから虐待ではないとして、警察に連絡せず虐待死に至らしめた

⑥茨城県境町小学生虐待事件では、母親と暮らす小学生男児が1ヶ月以上のけがを負わされたとして学校から児相に通告されたが、男児は母親の交際男から殴られたと説明し、母親は自分が殴った、男とは別れたと説明したことから、児相は事実関係が分からないとして警察に連絡せず、放置。警察に匿名の通報があり、警察が捜査し、交際男を逮捕した。

3 シングルマザー家庭に同居人・交際男がいる場合に、児童相談所・市町村が、警察にも連絡せず虐待死に至らしめた事件

①大阪府箕面市歩夢ちゃん虐待死事件では、シングルマザー家庭に男二人が同居し、警察に連絡しないまま、母親と男らにより虐待死させられた

②大阪府摂津市桜利斗ちゃん虐待死事件では、シングルマザー家庭に男が同居し、摂津市と児相が対応し、母親の友人から「あんな男と同居していれば子どもが殺される」と通報を受けながら、警察に連絡せず、男から熱湯をかけられ殺害された

③岡山市真愛ちゃん虐待死事件では、深夜に墓地に連れ出し裸で叱責していた母親と交際男につき、警察から「命の危険がある」旨通告を受けながら、児相が虐待リスクの評価を変えず、警察と連携もせず、虐待死に至らしめた。

④奈良県橿原市星華ちゃん虐待死事件では、シングルマザー家庭に男が同居し、児相が歯科医師から顔に傷があり虐待が疑われると通告を受けながら、母親が否定したことから「虐待でない」と判断し、警察に連絡せず、男に虐待死させられた

⑤三重県四日市市アユミちゃん虐待死事件では、アユミちゃんと姉がシングルマザーと暮らす家庭に、母親の交際男が同居を始め、姉を2回にわたり一時保護。アユミちゃんが市立小学校からブラジル人の学校に転校するとして小学校を除籍。姉は交際男と母親から暴力を受けていると被害を訴えていた。その後、児相は、母親からアユミちゃんは女友達に預けたといわれ、何ら確認せずそのまま放置し、アユミちゃんは交際男に虐待死させられた。事件後児相は「母親の説明では育児放棄や虐待などのリスクは低いと判断し、保護の対象外だった。連絡先を聞く必要はないと判断した」と説明。

4 上記のほか、児童相談所の虐待リスクの判断が甘すぎるまま虐待死に至らしめた事件

①東京都台東区美輝ちゃん虐待死事件では、3年前に子ども3人を一時保護した家庭につき、美輝ちゃんが保育所からあざがあると何回も通告を受けながら、父親が虐待を否定したことから「虐待はない」と判断し、警察に連絡せず虐待に至らしめた。

②神戸市西区修くん虐待死事件では、母親と、祖母、叔母2人、叔父1人と同居する修くんにつき保育所からあざがあると通報を受けながら、母親らが虐待でないといったことから「虐待はない」と判断、一時保護を申し出るも不要と言われ行わず、警察に連絡もせず、虐待死に至らしめた。近所の住民は修君がベランダから助けてと訴える声を聞いていた。児相と警察が情報共有していれば、特異な家庭環境であることから警察の近所の聞き込みにより虐待事案と把握でき、児相の一時保護、警察による立件により虐待死を防げた可能性が高い。なお、叔父は児童の母親らに対する傷害罪でも逮捕。

③福岡県篠栗町翔士朗ちゃん虐待死事件では、児相が警察から通告を受け、また、祖母が、自宅の電気が何日も消えたままだったことから、児相に「孫は食べないと死んでしまう」と訴え引き取りを申し出るも、プライバシーを理由に回答せず、その後も保護を求める要望を受けながら、虐待リスクを最も低い「C」のまま餓死に至らしめた。事件後、児相所長が祖母に謝罪。

④北九州市優斗ちゃん虐待死事件では、次女にやけどがあり虐待の恐れが高いと児相が病院から通告を受け家庭訪問したが、母親から「子どもが自分でストーブに座った」と説明したことから、「虐待はない」と判断、その後、兄が虐待死に至らしめられた。

5 警察や市町村が児相や学校から案件を知らされていれば、虐待死を防げた事件

①大阪市西淀川区聖香ちゃん虐待死事件では、学校が虐待を把握していたが、警察に連絡しないまま、警察に「怒鳴り声が聞こえる。DVではないか」との110番が入り、警察が駆け付けたところ、母親から「夫婦喧嘩」とだまされて帰ってしまった。聖香ちゃんは激しい暴力を受け、ベランダに出されるなどし衰弱しており、その2週間後に虐待死。警察が虐待を知らされていれば、警察が訪問した際、聖香ちゃんを救うことができた。

②東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件では、児相が対応していたが、警察に連絡しないまま、警察に「子どもの泣き声が聞こえる」と110番が入り、警察が駆け付けたところ、親から「夫婦げんか」とだまされ帰ってしまい、その5日後に虐待死。遺体には数十か所のあざがあった。警察が虐待家庭と知らされていれば、警察官が衣服をめくるなどして詳しく体を調べ、あざを発見し、保護できた可能性が高い。児相は半年以上児童を確認せず、母親と面会したが「順調に過ごしている」ときき異常はないと判断。事件後児相は「父親は子煩悩な面もあり虐待の可能性は考えなかった」と釈明。

③堺市達李ちゃん虐待死事件では、児童の両親が過去、詐欺、甥に対する死体遺棄事件で逮捕、書類送検されていたが、両親の出所後、保護されていた児童を両親に引き渡したが、児相は当時居住していた松原市にそのような過去の事件を伝えないまま対応させ、その後虐待死に至らしめた。松原市がそのような家庭と知らされていれば、虐待リスクが高いと判断でき、より児童の安全を確保する対応ができた。